

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職管理に関する条例（平成24年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条中「者（）」を「者又は第3条第3項に規定する職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）であった者（）」に改める。

第5条中第2項を次のように改める。

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめるとともに、当該報告に係る職員であった者のうち、次に掲げる者について、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

(1) 管理職職員であった者

(2) 次条に定める勤続期間が20年以上である職員であった者（前号に掲げる者を除く。）のうち、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「職員基本条例」という。）第47条第1項各号に掲げる法人その他の団体又は同条第2項に規定する行政上の権限に係る営利企業若しくは営利企業以外の法人の地位に就いたもの

(3) 本市と営利企業等（当該報告に係る職員であった者が離職後に再就職したものに限る。）との間の契約（人事委員会規則で定める契約に限る。）の締結について本市において自らが関与した者として人事委員会規則で定める者

(4) 職員であった者が人事委員会規則で定める期間に役員の地位（これに相当する地位として人事委員会規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。）に就いたことがある法人その他の団体（人事委員会規則で定めるものに限る。）の役員の地位に就いた者

第6条中「大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「職員基本条

例」という。)」を「職員基本条例」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職管理に関する条例第4条及び第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。

平成29年9月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

法人等に再就職した場合に任命権者への届出が必要となる本市の職員であった者及び法人等に再就職した場合に公表の対象となる本市の職員であった者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

職員の退職管理に関する条例（抄）

（任命権者への届出）

第4条 第6条に定める勤続期間が20年以上である職員であった者又は第3条第3項に規定する職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）であった者であって引き続き退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後5年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者に次に掲げる事項を届け出なければならない。

(1)～(8) 省 略

（公 表）

第5条 省 略

2 市長は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめるとともに、当該報告に係る職員であった者のうち、第3条第3項に規定する職に就いている職員（以下「管理職職員」という。）
次に掲げる

であった者及び本市と営利企業等（当該報告に係る職員であった者が離職後に再就職したものに限る。）との間の契約（人事委員会規則で定める契約に限る。）の締結について本市において自らが関与した者として人事委員会規則で定める者について、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

(1) 管理職職員であった者

(2) 次条に定める勤続期間が20年以上である職員であった者（前号に掲げる者を除く。）のうち、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「職員基本条例」という。）第47条第1項各号に掲げる法人その他の団体又は同条第2項に規定する行政上の権限に係る営利企業若しくは営利企業以外の法人の地位に就いたもの

(3) 本市と営利企業等（当該報告に係る職員であった者が離職後に再就職したものに限る。）との間の契約（人事委員会規則で定める契約に限る。）の締結について本市において自らが関与した者として人事委員会規則で定める者

- (4) 職員であった者が人事委員会規則で定める期間に役員の地位（これに相当する地位として人事委員会規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。）に就いたことがある法人その他の団体（人事委員会規則で定めるものに限る。）の役員の地位に就いた者

（職員の勤続期間）

第6条 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「職員基本条例」という。）第47条第1項の条例で定める勤続期間は、本市に採用された日から離職した日までの期間（退職手当通算予定職員として退職手当通算法人の地位に就いていた期間を含む。）とする。